

# 第 55 回通関士試験

## 『3』

### 通関書類の作成要領その他通関手続の実務

試験問題（時間 1 時間 40 分）

#### 注意事項

- 1 問題の解答は、別紙の答案用紙に記入してください。
- 2 答案用紙に氏名、受験地及び受験番号を忘れずに記入してください。
- 3 問題集及び答案用紙の再交付はいたしません。
- 4 第1問の輸出統計品目表（抜すい）及び関税率表解説（抜すい）、第2問の実行関税率表（抜すい）及び関税率表解説（抜すい）は別冊に掲載されております。
- 5 第3問から第7問までの問題については、解答のすべてが正解した場合のみ得点が与えられます。

【選択式・計算式】 —— 第1問5点 第2問15点 ——

第1問 輸出申告

別紙1の仕入書及び下記事項により、文房具等の輸出申告を輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）を使用して行う場合について、別紙2の輸出申告事項登録画面の統計品目番号欄 ((a) ~ (e)) に入力すべき統計品目番号を、輸出統計品目表の解釈に関する通則に従い、別冊の「輸出統計品目表」(抜すい) 及び「関税率表解説」(抜すい) を参照して、下の選択肢から選び、その番号をマークしなさい。

記

- 1 別紙1の仕入書に記載されている品目に統計品目番号が同一であるものがある場合には、これらを一の統計品目番号にとりまとめる。
- 2 統計品目番号ごとの申告価格が20万円以下であるもの（上記1によりとりまとめたものを含む。）がある場合には、その統計品目番号が異なるものであっても、これらを一括して一欄にとりまとめる。
- 3 上記2による場合に輸出申告事項登録画面に入力すべき統計品目番号は、上記2によりとりまとめ前の統計品目番号ごとの申告価格（上記1によりとりまとめたものについては、その合計額）が最も大きいものの統計品目番号とし、10桁目は「X」とする。
- 4 輸出申告事項登録画面に入力する統計品目番号 ((a) ~ (e)) は、その統計品目番号ごとの申告価格（上記1及び2によりとりまとめたものについては、その合計額）が大きいものから順に入力するものとする。
- 5 別紙1の仕入書に記載されている米ドル建価格の本邦通貨への換算は、別紙3の「実勢外国為替相場の週間平均値」を参照して行う。
- 6 別紙1の仕入書に記載されているそれぞれの品目の価格（DPU価格）には、次の費用等の額が含まれており、当該DPU価格にそれらの費用等の額が占める割合は、次のとおり。

イ 輸出者（売手）の工場から輸出港に到着するまでの運送に要する運賃	6 %
ロ 輸出港における貨物の船積みに要する費用	4 %
ハ 輸出港から輸入港に到着するまでの海上運送に要する運賃及び保険料	8 %
ニ 輸入港から輸入者（買手）の指定する場所までの運送に要する費用及び荷卸しが完了するまでの費用	5 %
- 7 別紙1の仕入書に記載されている「Plastic globe, printed」は、地形の起伏を表現するために立体的な加工が施された浮出し地球儀とする。
- 8 申告年月日は、令和3年10月1日とする。

① 3215.11-0006	② 3215.90-0004	③ 3926.90-9000
④ 4202.11-000X	⑤ 4202.91-000X	⑥ 4820.10-000X
⑦ 4820.90-000X	⑧ 4905.10-0001	⑨ 7326.90-0000
⑩ 8304.00-0003	⑪ 8305.90-0002	⑫ 9023.00-0000
⑬ 9608.30-0004	⑭ 9608.50-0005	⑮ 9608.99-0005

# INVOICE

**Seller**

ABC COMPANY  
1-1, Kasumigaseki 3-chome,  
Chiyoda-ku, Tokyo, JAPAN

**Invoice No. and Date**

ABC-304711 Sep. 20th, 2021

Reference No. FRB-210820

<b>Buyer</b> XYZ Corp. 1125 E 8th Street Los Angeles, CA 90079	<b>Country of Origin</b>	Japan		
	<b>L/C No.</b>	<b>Date</b>		
<b>Vessel</b> Taiyo Maru	LAIB-1030	Sep. 6th, 2021		
	<b>Issuing Bank</b>			
<b>From</b> Tokyo, Japan	LA International Bank			
<b>To</b> Los Angeles, U.S.A.				
<b>Marks and Nos.</b>	<b>Description of Goods</b>	<b>Quantity</b>	<b>Unit Price</b>	<b>Amount</b>
		<b>Unit</b>	<b>per Unit</b>	<b>DPU US\$</b>
	Plastic globe, printed	440	100.00	44,000.00
	Set of fountain pen and ball point pen of oily	1,500	5.00	7,500.00
XYZ LOS ANGELES	Ink cartridge for fountain pens, black	6,000	1.00	6,000.00
	Book-end, of iron	100	23.00	2,300.00
	Pen-case, with outer surface of leather	200	10.00	2,000.00
	Note book, of paper	100	2.00	200.00
Total :	200 Packages	Total : DPU Los Angeles	US\$	62,000.00
N/W :	2,500kgs			
G/W :	3,000kgs	ABC COMPANY		
<u>(Signature)</u>				

輸出申告事項登録(大額)		入力特定番号				
<input type="checkbox"/> 共通部 <input type="checkbox"/> 繰返部						
大額・少額識別	<input type="checkbox"/> 申告等種別	<input type="checkbox"/> 申告先種別	<input type="checkbox"/> 貨物識別	<input type="checkbox"/> あて先官署	<input type="checkbox"/> あて先部門	申告等番号
輸出者	ABC COMPANY					
住所	TOKYO TO CHIYODA KU KASUMIGASEKI 3-1-1					
電話						
申告予定者						
貯置場所						
貨物個数	200	PK	貨物重量	3,000	KGM	貨物容積
貨物の記号等						
最終仕向地	USLAX	-	船(機)籍符号			
積出港	JPTYO		貿易形態別符号			
積載予定船舶	TAIYO MARU	-	出港予定年月日		20211006	
インボイス番号	A	-	ABC-304711	-	20210920	
インボイス価格	DPU	-	USD	-	62,000.00	- A

輸出申告事項登録(大額) 入力特定番号 

共通部

繰返部

<1欄> 統計品目番号  (a) 品名 数量(1)   数量(2)  BPR按分係数  BPR通貨コード 他法令 (1)  (2)  (3)  (4)  (5) 輸出貿易管理令別表コード  外為法第48条コード  關稅減免戻税コード 内国消費税免税コード  内国消費税免税識別 <2欄> 統計品目番号  (b) 品名 数量(1)   数量(2)  BPR按分係数  BPR通貨コード 他法令 (1)  (2)  (3)  (4)  (5) 輸出貿易管理令別表コード  外為法第48条コード  關稅減免戻税コード 内国消費税免税コード  内国消費税免税識別 <3欄> 統計品目番号  (c) 品名 数量(1)   数量(2)  BPR按分係数  BPR通貨コード 他法令 (1)  (2)  (3)  (4)  (5) 輸出貿易管理令別表コード  外為法第48条コード  關稅減免戻税コード 内国消費税免税コード  内国消費税免税識別 <4欄> 統計品目番号  (d) 品名 数量(1)   数量(2)  BPR按分係数  BPR通貨コード 他法令 (1)  (2)  (3)  (4)  (5) 輸出貿易管理令別表コード  外為法第48条コード  關稅減免戻税コード 内国消費税免税コード  内国消費税免税識別 <5欄> 統計品目番号  (e) 品名 数量(1)   数量(2)  BPR按分係数  BPR通貨コード 他法令 (1)  (2)  (3)  (4)  (5) 輸出貿易管理令別表コード  外為法第48条コード  關稅減免戻税コード 内国消費税免税コード  内国消費税免税識別

実勢外国為替相場の週間平均値  
(1米ドルに対する円相場)

期 間	週間平均値
令和 3.8.29 ~ 令和 3.9.4	¥108.00
令和 3.9.5 ~ 令和 3.9.11	¥110.00
令和 3.9.12 ~ 令和 3.9.18	¥112.00
令和 3.9.19 ~ 令和 3.9.25	¥107.00
令和 3.9.26 ~ 令和 3.10.2	¥105.00

## 第2問 輸入（納税）申告

別紙1の仕入書及び下記事項により、アメリカから食料品等を輸入する場合の輸入（納税）申告を輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）を使用して行う場合について、以下の問い合わせに答えなさい。

- (1) 別紙2の輸入申告事項登録画面の品目番号欄 ((a) ~ (e)) に入力すべき品目番号を、関税率表の解釈に関する通則に従い、別冊の「実行関税率表」（抜すい）及び「関税率表解説」（抜すい）を参照して、下の選択肢から選び、その番号をマークしなさい。
- (2) 別紙2の輸入申告事項登録画面の課税価格の右欄 ((f) ~ (j)) に入力すべき申告価格（関税定率法第4条から第4条の9まで（課税価格の計算方法）の規定により計算される課税価格に相当する価格）の額をマークしなさい。

### 記

- 1 別紙1の仕入書に記載されている品目に品目番号が同一であるものがある場合には、これらを一の品目番号にとりまとめる。
- 2 品目番号ごとの申告価格が20万円以下であるもの（上記1によりとりまとめたものを含む。）がある場合には、その品目番号が異なるものであっても、これらを関税が有税である品目と無税である品目に分けて、それぞれを一括して一欄にとりまとめる。
- 3 上記2による場合に輸入申告事項登録画面に入力すべき品目番号は、次のとおりとする。
  - (1) 有税である品目については、上記2によりとりまとめ前の品目のうち関税率が最も高いものの品目番号とし、10桁目は「X」とする。
  - (2) 無税である品目については、上記2によりとりまとめ前の品目のうち申告価格（上記1によりとりまとめたものについては、その合計額）が最も大きいものの品目番号とし、10桁目は「X」とする。
- 4 輸入申告事項登録画面に入力する品目番号 ((a) ~ (e)) は、その品目番号ごとの申告価格（上記1及び2によりとりまとめたものについては、その合計額）が大きいものから順に入力するものとする。
- 5 輸入申告事項登録画面の課税価格の右欄 ((f) ~ (j)) には、別紙1の仕入書に記載されている価格に、下記7から9までの費用が申告価格に算入すべきものである場合にはその額を加算した額（本邦通貨に換算した後の額）を入力することとする。なお、1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。
- 6 別紙1の仕入書に記載されている米ドル建価格の本邦通貨への換算は、別紙3の「実勢外国為替相場の週間平均値」を参照して行う。

- 7 輸入者（買手）は、別紙1の仕入書に記載されている「Beer made from malt, of an alcoholic strength by volume of 0.5% vol and not containing added sugar」1,400 Lの製造に使用する原料をその原料の生産者であるアメリカ所在のA社から5,000米ドルで購入して、輸出者（売手）に有償で提供し、当該輸出者（売手）から当該原料の代金として5,000米ドルの支払いを受ける。また、輸入者（買手）は、B社に当該原料の買付けを委託し、当該輸出者（売手）に支払う当該原料の代金とは別に、当該買付けに係る業務の対価として200米ドルをB社に支払う。なお、輸入者（買手）は、当該原料の購入に要するこれらの費用とは別に、当該原料を輸出者（売手）に提供するために要する運送費用1,000米ドルを負担する。
- 8 別紙1の仕入書に記載されている「Cookie, containing added sugar and cocoa」10,000個について、輸入者（買手）は、運送時における貨物保全のための包装材を、輸出者（売手）に無償で提供し、その提供に要する費用として1,200米ドルを負担する。また、輸入者（買手）は、「Cookie, containing added sugar and cocoa」10,000個について、輸入港での船卸しの完了後、国内に引き取るまでの間はC社の保税蔵置場で保管し、その保管費用として70,000円をC社に支払う。
- 9 輸入者（買手）と輸出者（売手）の両者は、別紙1の仕入書に記載されている「Chewing gum, containing added sugar (50% by weight) and not containing cocoa」についてそれが販売促進に努めることとしており、輸入者（買手）は、広告会社D社に本邦における輸入貨物の販売促進を依頼し、その費用として4,000米ドルをD社に支払う。
- 10 別紙1の仕入書に記載されている「Tomato juice, not containing added sugar」は、含有物の乾燥重量が全重量の6%で、アルコールを含有しないものとする。
- 11 別紙1の仕入書に記載されている「Lemonade, non-alcoholic」は、水に砂糖を加え、レモン果汁で香味付けしたものとする。
- 12 別紙1の仕入書に記載された食料品等については、日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定に基づく税率の適用に必要な条件が具備されていないため、申告に当たっては当該税率を適用しないものとする。
- 13 輸入者（買手）、輸出者（売手）、A社、B社、C社及びD社のいずれの間においても特殊関係はない。
- 14 申告年月日は、令和3年10月1日とする。

① 1704.10-0005	② 1704.90-2905	③ 1806.90-1003
④ 1806.90-2123	⑤ 1806.90-213X	⑥ 1905.90-3123
⑦ 1905.90-3226	⑧ 2002.90-2904	⑨ 2009.50-2003
⑩ 2105.00-191X	⑪ 2201.10-000X	⑫ 2202.10-100X
⑬ 2202.91-1001	⑭ 2202.91-2003	⑮ 2203.00-0004

## INVOICE

**Seller**

XYZ Corp.  
1125 E 8th Street  
Los Angeles, CA 90079

**Invoice No. and Date**

XYZ-1986 Sep. 1st, 2021

Reference No. XYZ-1119

<b>Buyer</b>	<b>Country of Origin</b> U.S.A.			
	<b>L/C No.</b>		<b>Date</b>	
<b>Vessel</b>	<b>On or about</b>	<b>Issuing Bank</b>		
Nihon Maru	Sep. 12th, 2021			
<b>From</b>	<b>Via</b>			
Los Angeles, U.S.A.				
<b>To</b>		<b>Payment Terms</b>		
Tokyo, Japan				
<b>Marks and Nos.</b>	<b>Description of Goods</b>	<b>Quantity</b>	<b>Unit Price</b>	
		<b>Unit</b>	<b>per Unit</b>	
			<b>CIF US\$</b>	
ABC	Beer made from malt, of an alcoholic strength by volume of 0.5% vol and not containing added sugar :350ml × 20 × 200C/T(1,400L)	4,000	2.00	8,000.00
TOKYO	Cookie, containing added sugar and cocoa	10,000	2.00	20,000.00
Made in U.S.A.	Chewing gum, containing added sugar (50% by weight) and not containing cocoa	15,000	1.70	25,500.00
	Tomato juice, not containing added sugar :500ml × 20 × 170C/T(1,700L)	3,400	0.85	2,890.00
	Lemonade, non-alcoholic:750ml × 12 × 100C/T(900L)	1,200	1.30	1,560.00
	Ice cream, containing added sugar (52% by weight of sucrose) and cocoa	1,000	1.00	1,000.00
Total:	Total : CIF TOKYO		US\$	58,950.00
N/W :	1,260CTNS			
G/W :	8,000kgs			
		XYZ Corp.		
		(Signature)		

輸入申告事項登録(輸入申告)									
共通部		繰返部							
大額／少額	<input type="checkbox"/> L	申告等種別	<input type="checkbox"/> C	申告先種別	<input checked="" type="checkbox"/>	貨物識別	<input checked="" type="checkbox"/>	申告番号	<input checked="" type="checkbox"/>
あて先官署	<input checked="" type="checkbox"/>	あて先部門	<input checked="" type="checkbox"/>					識別符号	<input checked="" type="checkbox"/>
輸入者	ABC TRADING CO.,LTD.								
住所	TOKYO TO CHUO KU HIGASHI 2-3								
電話	<input checked="" type="checkbox"/>								
貯置場所	<input checked="" type="checkbox"/>	一括申告	<input checked="" type="checkbox"/>	申告等予定者	<input checked="" type="checkbox"/>				
B/L番号	1	<input checked="" type="checkbox"/>			2	<input checked="" type="checkbox"/>			
	3	<input checked="" type="checkbox"/>			4	<input checked="" type="checkbox"/>			
	5	<input checked="" type="checkbox"/>							
貨物個数	1,260	<input type="checkbox"/> CT	貨物重量(グロス)	<input type="checkbox"/> 8,500	<input type="checkbox"/> KGM				
貨物の記号等	AS PER ATTACHED SHEET								
積載船(機)	<input checked="" type="checkbox"/>	- NIHON MARU			入港年月日	<input checked="" type="checkbox"/>			
船(取)卸港	JPTYO	積出地	USLAX	- <input checked="" type="checkbox"/>	貿易形態別符号	<input checked="" type="checkbox"/>	コンテナ本数	<input checked="" type="checkbox"/>	
仕入書識別	<input checked="" type="checkbox"/>	電子仕入書受付番号	<input checked="" type="checkbox"/>	仕入書番号	XYZ-1986				
仕入書価格	<input type="checkbox"/> A	- <input type="checkbox"/> CIF	- <input checked="" type="checkbox"/>	- <input checked="" type="checkbox"/>					

**輸入申告事項登録(輸入申告)**

共通部 繰返部

<01欄> 品目番号		(a)	品名			原産地	US -	<input type="checkbox"/>	
数量1	-	<input type="checkbox"/>	数量2	-	<input type="checkbox"/>	輸入令別表	<input type="checkbox"/>	貯置種別等	<input type="checkbox"/>
BPR係数			運賃按分	<input type="checkbox"/>			課税価格	<input type="checkbox"/>	(f)
関税減免税コード			関税減税額						
内消税等種別	减免税コード	内消税減税額	内消税等種別	减免税コード	内消税減税額				
1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
3	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	4	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
5	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	6	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				

  

<02欄> 品目番号		(b)	品名			原産地	US -	<input type="checkbox"/>	
数量1	-	<input type="checkbox"/>	数量2	-	<input type="checkbox"/>	輸入令別表	<input type="checkbox"/>	貯置種別等	<input type="checkbox"/>
BPR係数			運賃按分	<input type="checkbox"/>			課税価格	<input type="checkbox"/>	(g)
関税減免税コード			関税減税額						
内消税等種別	减免税コード	内消税減税額	内消税等種別	减免税コード	内消税減税額				
1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
3	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	4	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
5	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	6	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				

  

<03欄> 品目番号		(c)	品名			原産地	US -	<input type="checkbox"/>	
数量1	-	<input type="checkbox"/>	数量2	-	<input type="checkbox"/>	輸入令別表	<input type="checkbox"/>	貯置種別等	<input type="checkbox"/>
BPR係数			運賃按分	<input type="checkbox"/>			課税価格	<input type="checkbox"/>	(h)
関税減免税コード			関税減税額						
内消税等種別	减免税コード	内消税減税額	内消税等種別	减免税コード	内消税減税額				
1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
3	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	4	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
5	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	6	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				

  

<04欄> 品目番号		(d)	品名			原産地	US -	<input type="checkbox"/>	
数量1	-	<input type="checkbox"/>	数量2	-	<input type="checkbox"/>	輸入令別表	<input type="checkbox"/>	貯置種別等	<input type="checkbox"/>
BPR係数			運賃按分	<input type="checkbox"/>			課税価格	<input type="checkbox"/>	(i)
関税減免税コード			関税減税額						
内消税等種別	减免税コード	内消税減税額	内消税等種別	减免税コード	内消税減税額				
1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
3	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	4	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
5	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	6	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				

  

<05欄> 品目番号		(e)	品名			原産地	US -	<input type="checkbox"/>	
数量1	-	<input type="checkbox"/>	数量2	-	<input type="checkbox"/>	輸入令別表	<input type="checkbox"/>	貯置種別等	<input type="checkbox"/>
BPR係数			運賃按分	<input type="checkbox"/>			課税価格	<input type="checkbox"/>	(j)
関税減免税コード			関税減税額						
内消税等種別	减免税コード	内消税減税額	内消税等種別	减免税コード	内消税減税額				
1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
3	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	4	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
5	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	6	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				

実勢外国為替相場の週間平均値  
(1米ドルに対する円相場)

期 間	週間平均値
令和 3.8.29 ~ 令和 3.9.4	¥108.00
令和 3.9.5 ~ 令和 3.9.11	¥110.00
令和 3.9.12 ~ 令和 3.9.18	¥112.00
令和 3.9.19 ~ 令和 3.9.25	¥107.00
令和 3.9.26 ~ 令和 3.10.2	¥105.00

【選 択 式】 —— 各問題2点 ——

第3問 次の記述は、関税の確定及び納付に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。すべてを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 申告納税方式が適用される貨物を輸入しようとする者は、税関長に対し、当該貨物に係る関税の納付に関する申告をしなければならないが、関税が無税とされている貨物を輸入する場合には、当該貨物に係る関税の納付に関する申告を要しない。
- 2 落花生油の製造に使用するための落花生がその輸入の許可の日から1年以内に製造工場でその製造が終了するものとして関税の免除を受けて輸入された場合において、当該落花生が当該製造工場以外の場所で落花生油の製造に供されたことにより税関長が直ちに徴収するものとされている関税額は、賦課課税方式により確定するものとされている。
- 3 課税価格につき、納税申告の時に知ることができなかった事情により誤った納税申告をした者が自動的に修正申告をした場合において、当該修正申告による納付すべき税額に係る延滞税の免除を受けようとするときは、税関長に対し口頭でその事情を説明し、確認を受けることとされている。
- 4 延滞税に係る納付すべき税額は、賦課課税方式により確定するものとされている。
- 5 関税は、国税徴収法、地方税法その他の法令の規定にかかわらず、当該関税を徴収すべき外国貨物について、他の公課及び債権に先立って徴収することとされている。

第4問 次に掲げる物品のうち、関税率表第92類（楽器並びにその部分品及び附属品）に属するものはどれか。すべてを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 マイクロホン
- 2 オルゴール
- 3 電気ギター
- 4 ピアノ用の腰掛け
- 5 メトロノーム

第5問 次の記述は、関税法第7条第3項の規定に基づく関税率表の適用上の所属の教示に係る照会（以下「事前照会」という。）に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。すべてを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 事前照会に対する文書による回答のうち、その交付又は送達のあった日（再交付し、又は再送達したものにあっては、その当初の回答書の発出日）から2年を経過したものは、輸入申告書の審査上、尊重されないこととされている。
- 2 文書により事前照会が行われた貨物の内容及び当該事前照会に対する回答の内容は、回答後原則として公開することとされているが、照会対象となった貨物の照会内容のうち製造方法に特徴があり、公開によって競合する者に知られ照会者又はその関係者が不利益を受けるおそれがある場合で、照会者から一定期間内（180日を超えない期間内）につき公開しないことを求める申出があったものは、当該申出に係る期間後に公開することとされている。
- 3 事前照会に対する文書による回答について、照会者が、再検討を希望するものとして意見を申し出る場合には、当該照会者は、当該回答の交付又は送達を受けた日の翌日から起算して2月以内に、当該回答を行った税関に書面により申し出なければならないこととされている。
- 4 事前照会に対する口頭による回答は、原則として、事前照会を受けてから30日以内の極力早期に行うように努めることとされている。
- 5 インターネットによる事前照会は、当該事前照会に係る貨物の主要な輸入申告予定官署が判明している場合には、原則として当該輸入申告予定官署が所属する税関において受け付け、それ以外の場合には、その照会者の所在地を所轄する税関において受け付けることとされている。

第6問 次の記述は、包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国との間の協定（以下「アセアン包括協定」という。）における関税についての特別の規定による便益に係る税率（以下「アセアン税率」という。）に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。すべてを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 アセアン包括協定に基づく締約国原産地証明書の様式については、関税暫定措置法第8条の2（特恵関税等）の規定による特恵関税制度に基づく原産地証明書の様式で代用することができる。
- 2 アセアン包括協定に基づく締約国原産地証明書は、アセアン包括協定に基づく締約国原産品である旨を記載し、かつ、当該締約国原産品の輸出者が署名した仕入書で代用することができる。
- 3 アセアン税率の適用を受けて輸入しようとする貨物がアセアン包括協定の締約国以外の地域を経由して本邦に運送されたものである場合において、当該貨物の課税価格の総額が30万円以下であるときは、当該貨物に係る輸入申告の際にアセアン包括協定に基づく運送要件証明書を提出することを要しない。
- 4 アセアン包括協定の規定により連続する原産地証明書の発給を受けた締約国原産品であって、かつ、当該連続する原産地証明書を発給した国から当該国以外の地域を経由しないで本邦へ向けて直接に運送された貨物について、アセアン税率の適用を受けて輸入しようとする場合は、当該貨物に係る輸入申告の際にアセアン包括協定に基づく運送要件証明書を提出することを要しない。
- 5 関税法第76条第1項に規定する郵便物についてアセアン税率の適用を受けて輸入しようとする場合におけるアセアン包括協定に基づく締約国原産地証明書は、日本郵便株式会社から税關長への当該郵便物の提示の日において、災害その他やむを得ない理由によることなく、その発給の日から1年以上を経過したものであってはならないこととされている。

第7問 日本国とA国とを締約国とする二国間の経済連携協定に、下表1の締約国の原産品の要件に係る規定及び下表2の品目別原産地規則がそれぞれ定められており、下表3の材料を用いてトマトスパゲッティセットがA国において生産されたものとする。下表3の材料について、次の1から5までのとおりA国の原産材料又はA国の非原産材料のいずれかに区分されるものであるとした場合に、当該トマトスパゲッティセットが当該協定の締約国の原産品とされるものはどれか。1から5までのうち、該当するものすべてを選び、その番号をマークしなさい。

	A国の原産材料	A国の非原産材料
1	トマトピューレー、玉ねぎ、オリーブオイル	小麦粉、塩
2	小麦粉、塩、玉ねぎ	トマトピューレー、オリーブオイル
3	小麦粉、トマトピューレー	塩、玉ねぎ、オリーブオイル
4	小麦粉、塩、オリーブオイル	トマトピューレー、玉ねぎ
5	塩、トマトピューレー	小麦粉、玉ねぎ、オリーブオイル

下表1

第X条 セット

統一システムの解釈に関する通則3(b)の規定に従って関税分類が決定されるセットは、その全ての構成要素がこの章の規定に基づく原産品である場合には、締約国の原産品とする。

下表2

『品目別原産地規則』

- ・第19.02項：他の類の材料からの変更
- ・第21.03項：生産において使用される第20類の全ての材料が締約国の原産材料であること

下表3

『トマトスパゲッティセットの材料』

- ・スパゲッティ：小麦粉、塩
- ・トマトソース：トマトピューレー、玉ねぎ、オリーブオイル

(注) 本品は、上記スパゲッティとトマトソースを小売用のセットにした物品であって、関税率表の解釈に関する通則3(b)の規定を適用し、第19.02項に分類されるもの

※参考 (関連物品の関税率表の所属)

関連物品	トマトスパゲッティセット	スパゲッティ	トマトソース
関税率表の所属	第19.02項	第19.02項	第21.03項

関連物品	小麦粉	塩	トマトピューレー	玉ねぎ	オリーブオイル
関税率表の所属	第11.01項	第25.01項	第20.02項	第07.03項	第15.09項

【計算式】 —— 各問題2点 ——

第8問 税関長の承認を受けて保税蔵置場に置かれた外国貨物であって、課税価格が7,294,549円のものを、下表の経緯で輸入する場合に、当該外国貨物について納付すべき関税額を計算し、その額をマークしなさい。

なお、当該外国貨物に適用される関税率は経済連携協定Aに規定するものとし、同協定の規定により令和3年4月1日に下表のとおり変更されるものとする。

輸入（納税）申告の日	輸入の許可前における貨物の引取りの承認の申請の日	輸入の許可前における貨物の引取りの承認の日	輸入の許可の日	令和3年3月31日以前の経済連携協定Aに規定する関税率	令和3年4月1日以後の経済連携協定Aに規定する関税率
令和3年3月29日	令和3年3月30日	令和3年3月31日	令和3年4月2日	8.4%	5.4%

第9問 下表1の3品目について、一の輸入（納税）申告書により申告をし、輸入の許可を受けようとする場合において、当該3品目に係る納付すべき関税、消費税及び地方消費税の額を計算し、これらの合計額をマークしなさい。

なお、消費税及び地方消費税の税率は、下表2のとおりとし、軽減税率が適用可能な品目に係る消費税及び地方消費税の額は、軽減税率を用いて計算するものとする。また、当該3品目の中には、消費税法上的一体貨物に該当するものは含まれていないものとする。

(下表1)

品名	課税価格	関税率
ノンアルコールビール (人の飲用に供されるもの)	3,479,655円	9.6%
飼料用ビタミン調製品 (人の食用に供されないもの)	2,006,078円	3%
食卓用ガラス皿	794,032円	3.9%

(下表2)

	標準税率	軽減税率
消費税率	7.8%	6.24%
地方消費税率	2.2% (消費税額の22/78)	1.76% (消費税額の22/78)

第10問 次の取引内容に係る輸入貨物の課税価格を計算し、その額をマークしなさい。

- 1 本邦の輸入者Mは、A国の輸出者Xに生地を無償で提供し、当該生地によりA国で生産された鞄1,000個を取得することを内容とする委託加工契約を締結し、当該契約により当該鞄1,000個を輸入する。
- 2 MとXとの間の当該契約における当該鞄1,000個の加工賃（EXW価格）は、4,500,000円である。
- 3 Mは、本邦の生地生産工場Nから当該生地を2,000,000円で取得する。なお、Nが当該生地の生産に要する費用は、1,400,000円である。また、Mは、当該生地をXに提供するために要する運賃80,000円及び保険料30,000円を負担する。
- 4 Xは、A国における当該生地の輸入通関手続に要する費用10,000円を負担する。
- 5 Mは、この取引に関連してA国所在のYと委託契約を締結する。Yは、当該委託契約により、Mの管理の下で、Mの計算と危険負担により、当該鞄の引渡しに関する業務を行う。Mは、当該業務の対価として50,000円の手数料をYに支払う。
- 6 Mは、上記費用等とは別に当該鞄の輸入に関し、次に掲げる費用等を負担する。

イ A国のXの工場から輸出港までの運送に要する運賃及び保険料	82,000円
ロ コンテナー賃借料	30,000円
ハ 輸出港から輸入港までの運送に要する運賃及び保険料	203,000円
ニ 輸入港における船卸しに要する費用	55,000円
ホ 輸入港からMの販売店までの運送に要する運賃及び保険料	36,000円
- 7 Xは、Mから提供を受けた生地を全て使用して当該契約に係る当該鞄1,000個を生産するものとする。
- 8 M、N、X及びYの間には、それぞれ特殊関係はない。

第11問 次の取引内容に係る輸入貨物の課税価格を計算し、その額をマークしなさい。

- 1 本邦の輸入者M（買手）は、A国の輸出者X（売手）との間において、精密機器に係る売買契約を締結し、当該売買契約により当該精密機器を輸入する。
- 2 MとXとの間の当該売買契約には、次の事項が規定されている。
  - イ 単価（CIF価格）…………… 15,000円/個
  - ロ 契約数量…………… 150個
  - ハ 本年度に取引される精密機器については、同年度の当該精密機器の累計取引数量に応じて、次の表のとおり値引きが与えられる旨

累計取引数量	値引き率	値引き後の単価
1個～100個	値引きなし	15,000円/個
101個～200個	5%	14,250円/個
201個以上	10%	13,500円/個

- 3 Mは、Xとの本年度の取引において既に100個の当該精密機器を輸入しており、上記2の売買契約に基づく取引により当該精密機器の累計取引数量が250個となる。当該売買契約に係る仕入書には、当該売買契約に基づき輸入する当該精密機器150個の売買価格から既に輸入した100個の当該精密機器に係る遡及値引き額150,000円が控除された後の価格が記載されており、MはXに対し当該価格を支払う。
- 4 Xは、当該精密機器150個が当該売買契約に定める品質、規格等に合致しているか否かを確認するため、A国所在のYに検査を依頼している。Mは、当該検査に要する費用として、仕入書に記載された価格とは別に、50,000円をXに支払う。なお、当該検査は、Xが自己のために行うものである。
- 5 MとXとの間にはZが介在し、M及びXのために当該売買契約に係る輸入取引の成立のための仲介業務を行っている。Mは、当該仲介業務の手数料として、Xに支払う当該精密機器150個の代金とは別に、70,000円をZに支払う。また、Xは、当該仲介業務の手数料として40,000円をZに支払う。
- 6 M、X、Y及びZの間には、それぞれ特殊関係はない。

第12問 次の情報に基づき、輸入者Mが輸入するサングラス400個について、関税定率法第4条の2に規定する同種又は類似の貨物に係る取引価格による課税価格の決定方法により課税価格を計算し、その額をマークしなさい。

- 1 本邦の輸入者Mは、A国の生産者Xから無償でサングラス400個を輸入する。
- 2 上記1のサングラスと同種又は類似の輸入貨物に係る取引価格について、次に掲げるものが確認されている。これらはいずれも当該サングラスの本邦への輸出の日に近接する日に貨物が本邦へ輸出されており、かつ、関税定率法第4条第1項の規定を適用して課税価格が計算された事例であり、単価については取引数量により変わらないものであり、いずれも工場渡し条件（EXW）の価格である。

イ MがXから類似の貨物400個を輸入した時の当該貨物の取引価格	18,000円/個
ロ MがA国の生産者Yから類似の貨物400個を輸入した時の当該貨物の取引価格	14,000円/個
ハ 輸入者NがA国の生産者Zから同種の貨物400個を輸入した時の当該貨物の取引価格	20,000円/個
- ニ 輸入者LがXから同種の貨物400個を輸入した時の当該貨物の取引価格 17,000円/個
- ホ 輸入者NがXから同種の貨物400個を輸入した時の当該貨物の取引価格 15,000円/個
- 3 Mは、当該サングラスのA国のXの工場から本邦の倉庫までの運送費用150,000円を負担するが、当該運送費用には、当該サングラスの輸入港到着後の国内運送に要する費用も含まれている。ただし、当該輸入港到着後の国内運送に要する費用の額は明らかではない。
- 4 当該サングラスに係る輸入取引と当該同種又は類似の輸入貨物に係る輸入取引との間における差異は、これらの貨物の価格に影響を及ぼしていない。

【択一式】 —— 各問題1点 ——

第13問 次の記述は、輸出通関に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、正しい記述がない場合には、「0」をマークしなさい。

- 1 特定委託輸出申告は、輸出の許可を受けるためにその申告に係る貨物を入れる保税地域の所在地又は当該貨物を積み込もうとする外国貿易船の係留場所を所轄する税関長に対してしなければならないこととされている。
- 2 コンテナーに詰められた貨物に係る保税地域等に搬入される前の検査は、当該貨物の輸出者から申出があった場合で、当該貨物が当該検査を実施することに支障がないものであり、積付状況説明書等により当該貨物の内容が明らかであり、かつ、当該検査終了後、速やかに保税地域等に搬入されることが確実である場合に限り、輸出申告の後、税関長が指定した場所で行うことができるものとされている。
- 3 輸出の許可を受けた貨物がその船積みまでの間に事故等に遭い、同種貨物による取替えが必要となった場合には、輸出者は、書面による事前の手続を要することなく、同種貨物に取り替えて輸出する旨を当該輸出許可を行った税関に口頭で報告することにより当該同種貨物を輸出することができる。
- 4 税関長が輸出貨物の現品検査を要すると認めた場合であっても、通関業者が輸出申告の前に当該輸出貨物の内容を点検して作成した「内容点検確認書」が輸出申告に際し添付されているときは、当該輸出貨物に係る現品検査は省略することとされている。
- 5 輸出貨物の現品検査のための蔵置場所から税関検査場までの当該輸出貨物の運搬に当たっては、税関から交付された検査指定票を添付した申請書を税関長に提出して保税運送の承認を受けなければならないこととされている。

第14問 次の記述は、輸入通関に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、正しい記述がない場合には、「0」をマークしなさい。

- 1 関税関係法令以外の法令の規定により輸入に関して承認を要する貨物で、税關に当該法令に係る承認書の提出が必要とされている輸入貨物であっても、当該輸入貨物に係るその輸入申告が電子情報処理組織（NACCS）を使用して行われる場合において、その審査区分が簡易審査扱いとなったときは、当該承認書の税關への提出は要しないこととされている。
- 2 関税法第68条に規定する仕入書は、輸入の許可を受けようとする貨物の仕出国において国際連合の一機関である国際海事機関が定める様式により作成されたものであって、当該貨物の記号、番号、品名、数量及び価格を記載したものでなければならない。
- 3 輸入しようとする貨物について予備審査制に基づく予備申告を行った場合は、当該予備申告に係る輸入申告予定日までに当該予備申告に対する税關の審査が終了したときであっても、当該貨物に係る関税法第67条の規定による輸入申告を行うことを要する。
- 4 予備審査制に基づく輸入貨物に係る予備申告は、電気通信回線の故障その他の事由により電子情報処理組織（NACCS）を使用して当該申告を行うことができない場合を除き、電子情報処理組織（NACCS）を使用して行わなければならない。
- 5 関税率表の適用上の所属区分及び統計品目表の適用上の所属区分、原産地並びに適用される関税率のいずれも同一である貨物であって消費税率が異なること等により複数欄で輸入（納税）申告されるものは、当該複数欄の課税価格の合計が20万円を超えるものであっても、当該複数欄の各欄の課税価格がそれぞれ20万円以下のものについては、少額貨物簡易通関扱いをするものとされている。

第15問 下表のAからEまでの各行の右欄（「物品」の欄）のa. からc. までに掲げる物品のうち、左欄（「関税率表の類」の欄）に掲げる関税率表の類に属さないものはどれか。次の1から5までのうち、その属さないものの組合せが正しいもの一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、正しい組合せがない場合には、「0」をマークしなさい。

	関税率表の類	物品
A	第11類（穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン）	a. アーモンドの粉 b. つや出しした精米 c. 小麦粉
B	第30類（医療用品）	a. 包帯（医薬を染み込ませたもの） b. 注射器 c. 救急箱
C	第63類（紡織用纖維のその他の製品、セット、中古の衣類、紡織用纖維の中古の物品及びぼろ）	a. 毛布（紡織用纖維編物製） b. 救命胴衣（紡織用纖維織物製） c. 手袋（紡織用纖維織物製）
D	第81類（その他の卑金属及びサーメット並びにこれらの製品）	a. チタンのくず b. マグネシウムの塊 c. すずの塊
E	第90類（光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品）	a. ものさし b. 電子顕微鏡 c. レーダー

- 1 A - a      B - a      C - a      D - b      E - a  
 2 A - a      B - c      C - c      D - a      E - c  
 3 A - b      B - b      C - b      D - c      E - a  
 4 A - c      B - b      C - c      D - a      E - b  
 5 A - b      B - b      C - c      D - c      E - c

第16問 次の記述は、関税率表における物品の所属の決定に関するものであるが、その記述の誤っているものはどれか。一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、誤っている記述がない場合には、「0」をマークしなさい。

関連する関税率表の類の表題は、以下のとおり。

- 1 第30類の類注において、治療用又は予防用に調製してない血液アルブミンは、第30類には含まないこととされている。
- 2 第51類の類注において、「羊毛」とは、羊又はやぎの天然纖維をいうこととされている。
- 3 第56類の類注において、金属のはくをフェルト又は不織布により裏張りしたものは、第56類には含まないこととされている。
- 4 第71類の類注において、「貴金属」とは、銀、金及び白金をいうこととされている。
- 5 第95類の類注において、幼児用自転車は、第95類には含まないこととされている。

関税率表の類の表題

第30類	医療用品
第51類	羊毛、纖獸毛、粗獸毛及び馬毛の糸並びにこれらの織物
第56類	ウォッディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、綱及びケーブル並びにこれらの製品
第71類	天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張つた金属並びにこれらの製品、身辯用模造細貨類並びに貨幣
第95類	がん具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品

第17問 日本国とA国とを締約国とする二国間の経済連携協定が締結されており、当該協定に以下の原産地規則が定められている場合において、次に掲げる物品のうち、当該協定に基づくA国において完全に得られる產品に該当しないものはどれか。次の原産地規則を参考にし、該当しないものを一つ選び、その番号をマークしなさい。なお、該当しないものがない場合には、「0」をマークしなさい。

ただし、次に掲げる物品については、A国から本邦へ向けて直接に運送されるものとし、また、各選択肢に記載されている材料以外の使用されうる材料については考慮しないものとする。

- 1 B国（非原産国）において生まれ、かつ、A国において成育された牛からA国において得られる牛乳
- 2 C国（非原産国）の領海において漁ろうにより得られたまぐろを、A国において冷凍保存したもの
- 3 D国（非原産国）において採取した種を、A国において播種し、栽培した後、収穫したトマト
- 4 E国（非原産国）において生産した金属材料を用いてA国において金型を製造し、その製造の際に生じた金属の削りくず
- 5 A国において産出した原油を、F国（非原産国）において製造された機械を用いて、A国において精製した軽油

(原産地規則)

《原産品の要件》

締約国において完全に得られる产品は、当該締約国の原産品とする。

《完全に得られる产品》

次に掲げる产品は、締約国において完全に得られる产品とする。

- (a) 当該締約国において栽培され、耕作され、収穫され、採取され、又は採集される植物又は植物性生産品
  - (b) 生きている動物であって、当該締約国において生まれ、かつ、成育されたもの
  - (c) 生きている動物（当該締約国において成育されたもの）から得られる产品
  - (d) とさつされた動物（当該締約国において生まれ、かつ、成育されたもの）から得られる产品
  - (e) 当該締約国において狩猟、わなかけ、漁ろう、採集又は捕獲により得られる動物
  - (f) 当該締約国において養殖により得られる产品
  - (g) 当該締約国において抽出され、又は得られる鉱物その他の天然の物質 ((a) から (f) までに規定するものを除く。)
  - (h) 当該締約国の船舶により、両締約国の領海の外側に位置し、かつ、国際法に基づく第三国（領海の外側に位置する海、海底又はその下）から得られる魚介類その他の海洋生物
  - (i) 両締約国の領海の外側に位置し、かつ、国際法に基づく第三国（領海の外側に位置する当該締約国（工船）上で (h) に規定する产品のみ）から生産される产品
  - (j) 当該締約国又は当該締約国の者により、両締約国の領海の外側に位置し、かつ、第三国が管轄権を行使する区域の外側に位置する海底又はその下から得られる产品（魚介類その他の海洋生物を除く。）。ただし、当該締約国又は当該締約国の者が、国際法に基づき当該海底又はその下を開発する権利を有することを条件とする。
  - (k) 次のいずれかの产品
    - (i) 当該締約国における生産から生ずる廃品又はくず
    - (ii) 当該締約国において収集される使用済みの产品から生ずる廃品又はくずであって、原材料の回収にのみ適するもの
- (l) 当該締約国において (a) から (k) までに規定する产品又はこれらの派生物のみから生産される产品

